

居宅介護支援事業所重要事項説明書

1. アリスプランが提供するサービスについての相談窓口および相談日等

電話番号	0 2 7 7 - 4 6 - 7 7 6 8
F A X	0 2 7 7 - 4 6 - 7 7 6 9
相談日	月曜日～金曜日（ただし 12 月 30 日～1 月 3 日を除く）
相談時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分

2. 事業所の概要

事業所名	アリスプラン
所在地	群馬県みどり市大間々町大間々 6 7 5 番地 2 ターミナス AKAGI-1 0 3
事業所の指定番号	1 0 7 1 2 0 0 8 5 9
サービス提供する 事業実施地域	みどり市、桐生市、太田市、伊勢崎市、前橋市 その他の地域ご相談に応じます。

3. 業務従事者

	員数	事業の内容	勤務体制
管理者	1 名	本事業の介護支援専門員	常勤 1 名（兼務）

4. 事業の目的および運営方針

事業目的	要介護者の心身の状況、そのおかれている環境等に応じて、本人の家族の意向等を基に、居宅サービスまたは施設サービスが適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、適切なサービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的としています。
運営の方針	利用者が要介護状態になった場合においても可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう、利用者の心身の状況やその置かれている環境等に配慮し、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業所から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行います。また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って利用者に提供される居宅サービス等が、特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう公正中立に行います。

5. 提供するサービスの内容と料金

【サービスの内容】

内容	提供方法
居宅サービス計画の作成と各サービス提供事業者との調整	課題分析を行った上で利用者のニーズを把握し、居宅サービス計画を作成します。また、各サービス利用に関する事業者との調整を行い、必要に応じて保健福祉等の関係機関との連絡調整を行います。
公正中立なケアマネジメントの確保	利用者の意思に基づいた契約であることを確保するため、利用者やその家族に対して、利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能です。また当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることも可能です。
サービス実施状況及び課題の把握	定期的に介護支援専門員が家庭訪問し、サービスの内容が適切かどうかの話し合いをします。
給付管理	介護保険を利用して受けられるサービスについて、実際にサービスが受けられる範囲やサービスの種類等について調整し、サービスが計画通りに提供されたか等を確認して、給付管理を行います。
相談の対応	介護保険や介護に関することなら、何でもご相談をお受けします。

【料金】

利用料等	料金表	
	介護度 1～2	介護度 3～5
	10,860 円	14,110 円
	介護保険が適用される場合は、利用料を支払う必要はありません。（全額介護保険により負担されます） ただし、介護保険料の滞納がある場合は、料金をいただきます。指定居宅介護支援提供証明書を発行いたします。後日、福祉課窓口にて、差額の払い戻しを受けることができます。	
交通費等	利用者が通常の事業実施地域以外の遠隔地におられる場合は、交通費の実費をいただく場合があります。該当される方は、後日詳細を説明させていただき納得の上ご利用していただきます。	

6. 介護支援専門員の変更

担当の介護支援専門員に関しては、いつでも変更できます。ご相談下さい。

7. 解約

- 1) 利用者は当所に対して、解約のお申し出をいただくことによって、この契約を解約することができます。ただし、緊急の入院など、やむをえない場合はこの限りではありません。
- 2) 事業の廃止などやむを得ない事情がある場合は、ご利用者に対して契約終了日 1 ヶ月前までに理由を文書でお知らせすることにより、契約を解約することがあります。この場合、他の居宅介護支援業者に関する情報をお伝えするなど、継続して介護保険のサービスを受けることができるよう手配します。

8. 契約の終了

次の場合には契約は自動的に終了します。

- 1) 利用者が介護保険施設に入所した場合。
介護保険施設等入所に当たっては、必要な支援を行います。
- 2) 利用者が要介護でなくなった場合。
地域の保健福祉一般施策の情報提供等の支援を行います。
- 3) 利用者が死亡した場合。

9. プライバシーの保護

- 1) 当事者は、サービスを提供する際に、知り得た利用者及びその家族に関する情報を正当な理由なく、第三者には漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2) 当事業所は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。
- 3) 当事業所は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。
- 4) 当該事業所は、利用者本人の求めに応じて、個人の情報の開示を行います。ただし、やむを得ない事由により利用写本人以外が求める場合は、ご本人の同意書をもって対応いたします。

10. 虐待の防止について

- 1) 当事業所は、利用者等の人権の擁護、虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 小森桂子
-------------	----------

② 虐待防止を普及、啓発する為の研修を実施しています。

- 2) 事業所は、従業者または養護者（利用者の家族等、高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとします。

1 1. 身体拘束の禁止

当事業所は、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を禁止しています。

(ただし利用者または第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)

1 2. 身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

1 3. 相談・苦情窓口

次のことについて、ご相談や苦情等ございましたら、下記窓口までご連絡なくお申し出下さい。

- ① 当所が提供するサービスについて。
- ② 居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについて。

アリスプラン	0 2 7 7 - 4 7 - 7 0 1 1
みどり市役所 保健福祉部 介護高齢課	0 2 7 7 - 7 6 - 0 9 7 4
桐生市役所 保健福祉部 長寿支援課	0 2 7 7 - 4 6 - 1 1 1 1 内線 5 5 6
太田市 健康医療部 長寿あんしん課	0 2 7 6 - 4 7 - 1 8 5 6
伊勢崎市 長寿社会部 介護保険課	0 2 7 0 - 2 7 - 2 7 4 2
前橋市 福祉部 介護保険課	0 2 7 - 8 9 8 - 6 1 5 9
群馬県 健康福祉部介護高齢課	0 2 6 - 2 2 6 - 2 5 7 4

定款目的に定めた事業

介護保険法による指定居宅介護支援事業

1. 介護保険法による居宅サービスのうち訪問介護事業
2. 介護保険法による居宅サービスのうち通所介護事業
3. 介護用品の販売、仲介、並びにレンタル業務
4. 老人ホームの運営及び企画の受託業務
5. グループホームの運営及び企画受託業務
6. 介護保険法に基づく介護予防訪問介護事業
7. 介護保険法に基づく介護予防通所介護事業
8. 介護保険法に基づく介護予防特定施設入居者生活介護事業
9. 介護保険法に基づく介護予防認知症共同生活介護事業
- 1 0. 介護保険法に基づく介護予防特定介護予防福祉用具販売事業
- 1 1. 介護要員の養成、指導、紹介及び斡旋
- 1 2. 労働者派遣業務
- 1 3. 宅地建物取引業
- 1 4. 道路運送法による一般乗用旅客機自動車運送事業
- 1 5. 前各号に附帯する一切の業務

私は、契約書及び本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け受領し承諾しました。

重要事項説明書の説明年月日

令和 年 月 日

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印

電話番号 _____

(代理人) 続柄 _____

住所 _____

氏名 _____ 印

電話番号 _____

居宅介護支援の提供に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

説明者 <事業所名> アリスプラン

<所在地> 群馬県みどり市大間々町大間々675 番地 2
ターミナス AKAGI-103

氏名 _____ 印

(別 紙 1) 居宅介護支援業務の実施方法等について

1 居宅介護支援業務の実施

- ① 事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
- ② 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。

2 居宅サービス計画の作成について

- ① 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案作成に際しては、次の点に配慮します。
 - ア 利用者の居宅への訪問、利用者及びその家族との面接により利用者の置かれている環境、立場の十分な理解と課題の把握に努めます。
 - イ 利用する居宅サービスの選択にあたっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関する情報を利用者またはその家族に提供します。
 - ウ 介護支援専門員は、利用者に対して居宅サービスの内容が特定の種類、事業者に不当に偏るような誘導または指示を行いません。
 - エ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案が、利用者の実情に見合ったサービスの提供となるよう、サービス等の担当者から、専門的な見地からの情報を求めます。
- ② 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。
- ③ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案について、介護保険給付の有無、利用料等の利用者のサービス選択に資する内容を利用者またはその家族に対して説明します。
 - ア 介護支援専門員は、利用者の居宅サービス計画の原案への同意を確認した後、原案に基づく居宅サービス計画を作成し、改めて利用者の同意を確認します。
 - イ 利用者は、介護支援専門員が作成した居宅サービス計画の原案に同意しない場合には、事業者に対して居宅サービス計画の原案の再作成を依頼することができます。

3 サービス実施状況の把握、評価について

- ① 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後において、居宅サービス計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- ② 上記の把握に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、少なくとも一月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するとともに一月に一回、モニタリングの結果を記録します。
- ③ 介護支援専門員は、居宅サービス計画が効果的なものとして提供されるよう、利用者の状態を定期的に評価します。
- ④ 介護支援専門員は、その居宅において日常生活を営むことが困難になったと判断した場合、または利用者が介護保険施設への入院または入所を希望する場合には、事業者は利用者に介護保険施設に関する情報を提供します。

4 居宅サービス計画の変更について

事業者が居宅サービス計画の変更の必要性を認めた場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画の変更を、この居宅介護支

援業務の実施方法等の手順に従って実施するものとします。

5 給付管理について

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

6 要介護認定等の協力について

- ① 事業者は、利用者の要介護認定または要支援認定の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう必要な協力を行います。
- ② 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護または要支援認定の申請を利用者に代わって行います。

7 居宅サービス計画等の情報提供について

利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合には、利用者の居宅サービス計画作成が円滑に引き継げるよう、利用者の申し出により、居宅サービス計画等の情報の提供に誠意をもって応じます。

（別 紙２） 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況について

サービス利用割合

令和 6 年 9 月 ～ 令和 7 年 2 月

令和 7 年 3 月 12 日

複数事業所適用

① 上記期間（6 か月間）に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護 11%
通所介護 71%
地域密着型通所介護 0%
福祉用具貸与 71%

② 上記期間（6 か月間）に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	オアシス介護センター 28%	訪問介護かいてきライフ 18%	ヘルパーステーション グリーンハート 18%
通所介護	通所介護ベル新里 32%	ベルマーレ ケア 24%	デイハウス ゆいまーる 18%
地域密着型通所介護			
福祉用具貸与	ケアサプライ ひより 53%	フランスベッド株式会社 20%	関東メディカル株式会社 8%